

蒲郡市ヘルスケア計画策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市ヘルスケア計画策定協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 蒲郡市ヘルスケア計画策定に関し必要な調査及び協議を行うため、蒲郡市ヘルスケア計画策定協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 市内の医療関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の公共的団体の代表者
- (4) 市内外の企業の関係者
- (5) 市民
- (6) 市の職員

(座長)

第4条 協議会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ指定した委員が座長の職務を代理する。

(オブザーバ)

第5条 協議会には、市長が委嘱するオブザーバを置くことができる。

2 オブザーバは、協議会に出席し、座長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委任により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

4 協議会の会議は、非公開とする。

(会議録)

第7条 協議会の会議録は、要旨を作成するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画部企画広報課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。